

2021年度 活 動 方 針

基本目標 『 人権尊重のまちづくりを進めよう 』

～すべての人々の人権が尊重され、誰もがこころ豊かに暮らせる地域づくり～

1 はじめに

宇陀市人権教育推進協議会は、市内23地区組織と社会教育団体などの各種団体、行政機関など多くの組織で構成し、人権問題の解決を市民一人ひとりが推進し、人権のまちづくりをめざして、各組織が連携協力して、取り組みを展開しています。本会は、2006年の宇陀市への合併に伴い、組織されましたが、1970年代初頭に発足した旧4町村の協議会組織を引き継ぐ形で、活動を進めてきました。地域社会では各地区人推協・人推委が中心となって、学習の場を設定して、さまざまな手法で主体的に取り組まれています。加盟機関・団体においても組織の活動目的に応じて、人権課題をふまえた活動が展開されています。こうした活動の継続により、人びとの人権意識を高め、人権のまちづくりに向けた大切な役割を果たしています。

新型コロナウイルスによる感染が第1次、第2次、第3次と進むごとに感染者の規模が拡大してきました。さらに最近では第4波とみられる現状で、感染力の強い変異株ウイルスが猛威をふるい、感染者が急増するなど脅威となっています。ワクチン開発など地球規模で感染拡大防止に向けた努力が重ねられていますが、なかなか収束の兆しが見えません。コロナ禍は、くらしに大きな影響を及ぼすとともに、感染者や濃厚接触者、医療関係者などへの誹謗中傷やデマ、差別や偏見を招く情報、噂が拡散し、人びとの差別意識を増幅させています。また、格差や貧困問題等の深刻化という困難な状況を生み出しています。DVや児童虐待の増加なども懸念されます。

昨年度の奈良県人権教育推進協議会夏期研修会で、ハンセン病の問題と関連させて、コロナ感染症と人権に関わる講演を通して学ぶ機会がありました。講師の和泉さんは、感染症についての教育や啓発の不十分さによって、感染症に対する正しい社会的認識が定着せず、新しい感染症が発生するたびに理不尽な差別や排除が起きることを指摘され、「人にやさしく、すべての人の人権が尊重される社会こそ、正しく疫病に立ち向かえる社会である」と締めくくられました。私たちは、このメッセージをていねいに受け止め、様々な差別問題と同様にコロナ禍がもたらしている人権侵害を見過ごすことなく、その解決に向けた活動を進めることが必要です。

コロナ禍における差別や偏見に向き合う注目する活動のひとつとして、愛媛県のグループが、特産の柑橘にちなんで提唱する「シトラスリボンプロジェクト」の取り組みがあります。この活動は、「ただいま」「おかえり」と言い合えるまちなら、差別や偏見が広がることを防ぎ、コロナ禍の中であっても、なくてもみんながくらしやすいまちをつくっていかうという取り組みです。県内でもいくつかの自治体で呼応した活動が進められています。私たちが目指す人権のまちづくりと重なる活動でもあり、大事にしたいと思います。

当面は感染防止のため、昨年度に引き続き、本会の事業や取り組みに関して、予定変更や中止せざるを得ないなど制約が生じることが予想されます。各加盟団体においても同様だと思います。今後の状況を見極め、対策や工夫を加えつつ今年度の活動を進めていきたいと考えています。

さて、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と宣言し、部落差別の撤廃と人間解放を求めて立ち上がった「全国水平社」の創立から、来年3月で100年の節目を迎えます。その

「綱領」には、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」と決意を述べ、人間の尊厳をとなえ、地球上からあらゆる差別をなくしていくことを呼びかけています。その理念は、「世界人権宣言」やSDGs（持続可能な開発目標）とも共通しています。私たちの活動の拠り所として、この意義を確かめ合いたいと思います。

差別撤廃を願う多くの関係機関・組織や人びとの努力により、人権に関わる法整備の前進や人権問題の取り組みのすそ野を広げてきました。しかし、社会の複雑化につれ、解決すべき人権問題も新たな課題の出現など多様化し、差別の現実が依然根強く存在している現実をみても、私たちが目指す目的の達成には至っていません。

私たちは、人権侵害の現実や根強い差別意識の存在にきちんと目を向けていかなければなりません。差別や偏見はだれの心の中にもあります。だからこそ、人権教育の推進をとおして、人権問題は自分自身の問題としてとらえる意識を高め、人権感覚を一層磨くことが大切です。活動内容や手法を工夫しながら、今年度も「人権尊重のまちづくり」を進めましょう。

2 基本とする方向

（１）部落問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、あらゆる人権問題の解決をめざして取り組みを進めよう。

部落差別が「考え方や理解の違い」の問題ではなく、新たに法律を制定して解決に向けて取り組まなければならないほど、厳然と存在するということを国が明確に認め、部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別解消推進法」が2016年12月に施行され、4年あまりが経過しています。そして、各地で「法」の具体化を求め、条例の制定や改正の取り組みが広がり、奈良県や宇陀市においても、同じ目的の条例が実現しています。差別のない社会の実現に向け、法的な方向性が示されたことの意義はきわめて大きいと言えます。2016年には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」も施行され、「部落差別解消推進法」を合わせて、「人権3法」として法整備がなされています。ある国際人権法学者は、「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変え、さらに心を変える」と述べています。法の持つ意義がこの言葉からもうかがえます。私たちは、関係法・条例の周知と理解を図りつつ、ていねいに学び合い、活動をとおして具体化していく取り組みを進めたいと考えます。

部落差別は、インターネット上の差別書き込みや地名リスト掲示、「全国部落調査」復刻版出版事件、結婚や不動産購入などにからんだ役所への同和地区問い合わせ事象など、さまざまな形で現れています。地域社会では、くらしの中に誤った意識が潜んでいたり、ケガレ意識や忌避・排除の考えが現れたりしています。部落や部落出身者を忌避・排除しようとする意識や部落出身者とみなされたくないという意識が存在しています。2018年に奈良県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、住宅を選ぶ際に同和地区への忌避意識があるとの回答が53.3%と半数以上を占めています。また、インターネット上の同和地区所在地情報の掲載を「人権侵害だと思う」という回答が半数に満たないという結果です。県は、「これまでの人権教育・啓発の取組が浸透してきたことがうかがえる一方で、同和地区や地区出身者、外国人、性的マイノリティに対する偏見や差別意識の存在を確認できた」と整理しています。

部落問題の解決をめざす取り組みは、その経緯の中で、あらゆる人権問題についての理解、認識を深める役割を果たし、人びとの人権意識を高めてきました。身近な生活の中にその成果や課題が、どのようにあらわれているのかを検証するとともに、人権侵害が後を絶たない現実から、くらしを見つめ直すことが求められます。

あわせて、2015年9月に加盟193カ国の全会一致によって、国連で採択されたSDG

s（持続可能な開発目標）をくらしの中で前進させていきたいものです。SDGsは、国連のすべての加盟国が2030年までに、貧困や飢餓、質の高い教育やジェンダー平等、人や国家間の不平等をなくすことなど、17の目標を定めてその達成を目指しています。「地球上の誰一人として取り残さない」という合言葉のもと、地球と人類の未来を託し、世界中で取り組まれています。SDGsの理念を学び合うとともに、その前進のために日々のくらしで私たちが実践できることに関心を向け、行動化に努めましょう。

また、先述したように、来年3月に「全国水平社」の創立100年の節目を迎えますが、SDGsが「全国水平社」や「世界人権宣言」が目指した、人間の尊厳を認め、差別のない社会づくりと重なっていることを確かめ合い、「創立100年」の節目を大きな起点として私たちの活動をさらに前進させましょう。

そして、差別撤廃の取り組みの中で継承されてきた原則である「差別の現実から深く学ぶ」という原点に立ち返り、人権尊重の文化を地域に創り出す努力を重ね、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題解決のための道筋を明らかにして、粘り強く取り組んでいきましょう。

（２）「人権尊重のまちづくり」に向けて、実践を進めよう。

「人権のまちづくり」のためには、そこに暮らす人びとが、「ここに住んでいてよかった」と実感できる地域を築くことが大切であり、地域づくりを担う人づくりが求められます。それには、互いの人権が尊重されることが欠かせないものであり、くらしの中にこのことが、活かされなければなりません。

私たちの地域には、障がいのある人もない人も、高齢者や子どもなど、さまざまな人がいっしょに暮らしています。そして、だれもが「基本的人権」（人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利）を保障されているはずです。しかし、実際には、数多くの人権侵害が後を絶ちません。私たちは、そうした現実の問題意識をもち、解決のための活動を今後も粘り強く重ねていかなければなりません。

市町村人権・同和問題「啓発連協」は毎年、奈良県内の「差別事象調査」を実施しています。このたびの報告書によると、2020年の差別事象惹起件数は、事象の分類では全体で374件と集計されています。内容別では、部落差別18件、障がい者差別18件、女性差別2件、外国人差別3件、DV54件、児童虐待222件、高齢者虐待77件、障がい者虐待14件、その他1件と示されています。DVや虐待の報告件数が年々増加し、児童虐待の件数が際立っています。この背景にはコロナ禍により、不安や孤立感が深まったことによる影響も考えられます。こうした実態を取り組みにふまえていくことが大事です。

同調査はこれらに加え、新型コロナウイルス感染症に関連する事例や相談などについてもまとめています。調査結果では、おもに役所に寄せられた電話や相談が多く、陽性者情報の問い合わせ、部活動のクラスター発生への誹謗中傷、診療拒否や職場での差別的な扱いの事例など、多岐にわたっています。コロナ禍がもたらししている現状をていねいにとらえ、地域社会のあり方を今一度考えてみる必要があります。

宇陀市では、高齢者の割合が増加し、一人暮らしの方も増えています。介護や認知症の現実には、それぞれの家庭の課題だけではなく、地域社会の問題でもあります。当事者や家族に対し、日々の声かけや私たちができることを持ち寄りながら、行政や関係機関などとも連携して、安全で安心してくらしにいけるように、人と人が温かくつながる「絆」が実感できる地域社会を紡いでいくことが何よりも必要になっています。

また近年、自然災害が頻発していますが、防災にかかわる備えや避難訓練を実施するなど、ていねいに活動を進めている地域があります。障がいのある方や一人暮らしの高齢者

など災害弱者といわれる人たちへの災害時の対応も話し合われています。こうした「防災」にかかわる取り組みは、「住んでよかった」といえるまちづくりのひとつのヒントとなるのではないのでしょうか。

先達の努力により生み出してきた人推協組織は、各地に網の目のように位置づき、人権尊重の人づくり、地域づくりに大切な役割を果たしています。「継続は力なり」と言われますが、各地域における様々な人権に関する取り組みや学習などの推進や積み重ねは、人推協組織が位置づいているからこそ実現できているととらえることができます。人推協組織の果たしてきた役割を再確認し、コロナ禍という厳しい状況の中で、活動推進への熱い思いが衰退していることがないか、今一度振り返りたいものです。

各地域の現状をふまえ、互いの顔が見える「絆づくり」「人権尊重のまちづくり」に向けて、近所や地域、職場で協力・連携し、地域に密着した事業や活動を、また、地域の住民自身が主体となる取り組みを知恵と工夫を駆使しつつ一層充実させていきましょう。

3 具体的な活動

(1) 各地区人推協・人推委員会活動の一層の推進を図る。

- ① これまでの成果と課題を確かめあい、目的を共有し、地区単位で、自治会や地域団体、自主的な活動グループなどと連携して、誰もが住みやすい地域づくりを進める。
- ② 部落問題の解決をめざす取り組みが、一人ひとりの課題となっているか、今一度振り返り、話し合いを重ね、生活課題をふまえ学習内容や手法などを工夫して進める。
- ③ 活動の主体となる住民の課題意識を高め、自主的・主体的な取り組みを推進する。

(2) 加盟機関・団体における人権教育の推進を支え、市人推協活動を拡大させる。

(3) 市人権啓発活動推進本部、市人権教育研究会、市社会福祉協議会、NPO団体などと連携・協力を図り、人権教育を進め、互いに支え合い、ふれあう活動を進める。

(4) 各種研修や学習会等への参加とともに、人権イベント、学校・地域事業などと連携・協力を図りながら、その取り組みを広げ、深め、そして今後の活動につなげる。

(5) 市人権セミナーを共催し、地域リーダーの育成と人権意識の高揚を図る。

(6) コロナ禍の状況をふまえ、生命と健康を守ることを大切にしつつ、内容や手法などに創意と工夫を加えて活動を展開する。